国内周波数分配の脚注

J1
8.3kHz未満の周波数の割当ては、8.3kHz以上の周波数帯を使用する業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J2
気象援助業務によるこの周波数帯の使用は、受信用に限る。当該周波数帯において、気象援助業務の局は、2013年１月１日前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と同日後に通告された無線航行業務の局との共用については、ＩＴＵ－Ｒ勧告ＲＳ.1881を適用する。

J3
海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、海岸局によるA1A又はF1B電波の発射に限る。ただし、この周波数帯を割り当てられた海岸局は、当該電波の発射に使用される必要周波数帯幅を超えないことを条件として、J2B又はJ7B電波の発射をすることができる。

J4
この周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。この場合においては、他の無線局による有害な混信からの保護を与えられる。

J5
固定業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、F1B、F1C又はF3C電波の発射に限る。

J6
海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、J2B、J7B、F1B、F1C又はF3C電波の発射に限る。

J7
この周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力で１Ｗを超えてはならず、無線通信規則第5.67号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J8
この周波数帯を使用する海上無線航行業務の無線航行陸上局は、衛星測位誤差補正情報及び補足的な航行情報を伝送することができる。

J9
450―460kHzの周波数帯の使用は、中波放送受信機の中間周波数を保護するため、中波放送の受信に有害な混信を与えない場合に限る。

J10
490kHz、518kHz及び4209.5kHzの周波数の電波を用いるナブテックス用の海岸局を開設するときは、国際海事機関（ＩＭＯ）の手続（決議第339（ＷＲＣ―97、改）参照）に従い、運用特性の調整を行わなければならない。

J11
この周波数帯におけるアマチュア業務の局の等価等方輻射電力は、１Ｗを超えてはならない。また、当該周波数帯において、アマチュア業務の局は航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。

J12
490kHzの周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。航空無線航行業務による415―495kHzの周波数帯の使用は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。アマチュア業務による472―479kHzの周波数帯の使用は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。

J13
518kHzの周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用する国際ナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

J14
放送業務によるこの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域におけるＭＦ帯並びに第一地域におけるＬＦ帯の周波数の放送業務による使用に関する地域協定（1975年、ジュネーヴ）（昭和51年郵政省告示第810号）に合致することを条件とする。

J15
放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第２項第５号イに規定する周波数とする。

J16
2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz及び16695kHzの周波数は、狭帯域直接印刷電信による国際遭難周波数とする。

J17
2182kHzの搬送周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数として、Ｊ３Ｅ電波のみ使用することができる。なお、この周波数の保護周波数帯は、2173.5―2190.5kHzとする。

J18
2182kHz、3023kHz、5680kHz及び8364kHzの搬送周波数並びに121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz及び243MHzの周波数は、地上無線通信の業務に対する手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。10003kHz、14993kHz及び19993kHzの周波数についても同様とする。これらの周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±３kHzを超えてはならない。

J19
2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz及び16804.5kHzの周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数とする。

J20
3023kHz及び5680kHzの搬送周波数は、共同の捜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

J21
3155―3195kHzの周波数帯は、小電力の無線補聴器にも使用することができる。

J22
4125kHz及び6215kHzの搬送周波数は、2182kHzの搬送周波数の補助周波数とする。これらの周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数とする。

J23
4209.5kHzの周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用するナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

J24
4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz及び26100.5kHzの周波数は、海上安全情報（ＭＳＩ）の送信のための国際周波数とする。

J25
A1A電波4630kHzの周波数は、非常通信の連絡設定に使用するものとし、連絡設定後の非常通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

J26
無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、決議第612（ＷＲＣ―12、改）に従って運用する海洋レーダーに限る。